

## 倉敷コミュニティ・メディア(KCM)会則

### (名称)

第1条 この会は、倉敷コミュニティ・メディア(以下、「KCM」という。)と称する。

### (目的)

第2条 KCM は、放送(テレビ・ラジオ)と通信(インターネット)を通じて、倉敷市における「まちづくり」に貢献し、地域の共通課題に的確に対処するとともに、会員間の連携、親睦並びに相互理解に努め、地域に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 KCM は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する共通課題への取組と会員相互の交流、親睦
- (2) まちづくりに関する調査研究、周知及び宣伝
- (3) 自主放送番組の共同制作、番組み交流の促進
- (4) 関係機関の連携、折衝
- (5) その他、KCM の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 会員は、倉敷市内に主たる事業所を置くコミュニティ・メディア事業者とする。

### (入会及び脱会)

第5条 入会もしくは脱会しようとする者は、書面を提出し、承認を得なければならない。

- 2 会員が前条の条件を具備しなくなったときは、その資格を失う。

### (賛助会員)

第6条 KCM の賛助会員は、会員からの推薦を条件とし、KCM の承認を得なければならない。

### (賛助会員の入会及び脱会)

第7条 賛助会員として入会及び脱会しようとする者は、第6条第1項の会員と同様の手続きをとらなければならない。

### (役員)

第8条 KCM に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 事務局 1名
- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、KCM を代表し、会務を総理する。
- 2 事務局は、KCM の事業運営及び管理を行う。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は、2 事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の在任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。

(総会)

- 第11条 総会は、会員によって構成し、原則として年 1 回開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。
- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

(会計)

- 第12条 KCM に関する経費は、その都度協議して充てる。
- 2 KCM の事業年度は、毎月 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事務局)

- 第13条 KCM の事務局は、倉敷市内に置く。

(雑則)

- 第14条 会則に定めるもののほか、KCM の運営について必要な事項は、会長が定める。

付則

- 1 この会則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

以上